原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整理等に関する省令

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第六条の二第二項第二号中「前条第二項第二号」を「前条第二項」に改める。

第十条第三項、第十二条第五項並びに第十四条第四項及び第五項を削る。

第十四条の六第三号中「文部科学省」を「原子力規制委員会」に改める。

第十四条の十一第一項第四号ハ⑵中「、事業所等」を「、工場若しくは事業所又は廃棄事業所（以下「事業所等」という。）」に改める。

第十四条の十四第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十四条の十五中「、同条第二項中「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と」を削る。

第十四条の十七第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項第二号中「本条第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十四条の十八中「、同条第二項中「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と」を削り、「同条第三項第一号」を「同条第二項第一号」に改める。

第十四条の二十第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項第二号中「本条第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十九条の二第四項を削り、同条第五項中「第三項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十一条第四項、第二十四条の七第三項、第二十五条第五項、第二十六条第十項及び第二十九条第四項を削る。

第二十九条の三中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第二十九条の六第三項及び第三十一条第二項を削る。

第三十二条第四項中「前各項」を「前三項」に改める。

第三十三条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第三十九条第八項を削る。

別記様式中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正）

第二条　国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第四条の二の二第二項を削る。

第四条の十第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第五条第一項及び第六条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第十一条の表中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。

別記様式（様式第二十六裏面を除く。）中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第二十六裏面中「文部科学省令で定めるところ」を「原子力規制委員会規則で定めるところ」に、「文部科学大臣が」を「原子力規制委員会が」に、「文部科学大臣の」を「原子力規制委員会の」に、「文部科学省令で定めるもの」を「原子力規制委員会規則で定めるもの」に、「原子力規制委員会、文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に、「文部科学大臣は」を「原子力規制委員会は」に改める。

（文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部改正）

第三条　文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年総理府文部省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び水戸原子力事務所」を削る。

（文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条　文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年文部科学省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の項、別表第二放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の項、別表第三放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の項並びに別表第四放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の項及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の項を削る。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十七年文部科学省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「新法第十条第六項」を「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第三十一条の規定による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十条第六項」に、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「新規則」を「原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整理等に関する省令（平成二十五年文部科学省令第八号）第一条の規定による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」に改める。

（登録認証機関等に関する規則の一部改正）

第六条　登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第十八条第一項第一号イ中「第十四条の十四第三項」を「第十四条の十四第二項」に改め、同項第二号イ中「第十四条の十七第三項」を「第十四条の十七第二項」に改める。

第三十二条第一項第一号中「第十四条の二十第三項」を「第十四条の二十第二項」に改める。

第六十条第一項第一号中「第十九条の二第五項」を「第十九条の二第四項」に改める。

第七十四条第一項第一号中「第二十九条の三第四項」を「第二十九条の三第三項」に改める。

様式中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令の一部改正）

第七条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二条中「前条」を「前条各号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。